

# 競漕細則 新旧対照表（2022年4月1日発効）3月17日追加版

朱書き・下線を付した個所が改正部分である。

現行（2022年4月1日発効予定）	改正案（2022年4月1日発効予定）
<p>第42条（スタートでの異議申立）</p> <p>スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。</p> <p>主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第42条（スタートでの異議申立）</p> <p>スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。</p> <p>主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。</p> <p><u>第42条（スタートでの異議申立）細則</u></p> <p><u>例えば、申立てができるのは以下の違反等に対する異議とする。</u></p> <p><u>1 当該ラウンドの前のラウンドのレース終了後の回漕中およびクールダウン中のトラフィックルール違反。この違反に対する異議は監視員に申し立てることもできる。</u></p> <p><u>2 当該ラウンドのレースに向かう途中の回漕中およびウォームアップ中のトラフィックルール違反</u></p> <p><u>3 スタート2分前までにスタートに到着しなかった違反</u></p> <p><u>4 スタートで発覚した艇・オールの構造、装備、標示に対する違反</u></p> <p><u>5 スタートで発覚したクルーの着衣、携行品およびそれらへの標示に対する違反</u></p> <p><u>6 フォルススタート</u></p> <p><u>本条による異議が却下された場合、当該クルーは第75条の規定による不服申立を行うことができる。</u></p>
<p>第74条（異議申立）</p> <p>1 レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。</p> <p>2 前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。</p> <p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>	<p>第74条（異議申立）</p> <p>1 レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。</p> <p>2 前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。</p> <p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>
<p>第75条（不服申立）</p> <p>1 前条第2項の異議を却下した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者</p>	<p>第75条（不服申立）</p> <p>1 前条第2項の異議を却下した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者</p>

現行（2022年4月1日発効予定）	改正案（2022年4月1日発効予定）
<p>3名（当該決定を下した審判以外の者）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。</p> <p>2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。</p> <p>3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する不服審査委員会の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる</p>	<p>3名（当該決定を下した審判以外の者）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。</p> <p>2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。</p> <p>3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する不服審査委員会の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる</p> <p><u>第75条（不服申立）第1項細則</u></p> <p><u>1 以下の事項に対する不服は、前条（異議申立）による異議申立を経ずに、不服申立を行うことができる。この場合の不服申立の手順、不服審査委員会による審査および不服審査委員会の決定に対する裁定申立については、第75条第1項ないし第3項に準ずる。</u></p> <p><u>(1) DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティ</u></p> <p><u>(2) 他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合</u></p> <p><u>(3) 発表されたレース結果</u></p> <p><u>2 「当協会所定の書式」とは、不服申立の対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と不服の根拠となる規則・規程の条文および所属団体代表者の署名と提出日が記載されていればよく、用紙の種類やレイアウト等の様式は問わない。不服申立書は不服審査委員会に提出し、不服審査委員会は不服申立書を受理した日時を記録する。</u></p> <p><u>第75条（不服申立）第2項細則</u></p> <p><u>1 不服申立に対する不服審査委員会の回答告知は、必ず文書によって行う。</u></p> <p><u>2 不服申立書、その回答文書および参考資料は大会報告書と共に保存する。</u></p> <p><u>3 不服申立を強引に対面・口頭で行おうとする競技者・所属団体代表者およびそれに応じた審判・大会役員は、第72条（相互信頼・相互尊敬）、第73条（コンプライアンスの重視）および本条に対する違反として、コンプライアンス規定あるいは懲罰規定にもとづく処分を受けることがある。</u></p> <p><u>4 不服審査委員会を構成する3名の審判資格保有者は、当該大会の審判長および審判長が指名する2名の経験豊富な審判とし、後者は可能なかぎり当日の審判業務から外れていることが望ましい。</u></p> <p><u>5 審判長は不服審査委員会を構成する3名の審判資格保有者の氏名を、競漕日ごとに、その日の第1レース開始までに、競漕委員会指定の掲示板に掲示する。</u></p> <p><u>6 不服申立の対象となった事案に関与していた審判が不服審査委員会に含まれている場合、審判長は当該審判を外して、新たに別の審判資格保有者を指名しなければならない。</u></p> <p><u>7 不服申立書を受理した後速やかに、審判長は不服審査委員を招集し、不服審査委員会による関係者に対するヒアリング、証拠収集、不服審査委員会での協議を迅速に進めるよう努める。</u></p>

現行（2022年4月1日発効予定）	改正案（2022年4月1日発効予定）
	<u>8 不服審査委員会での協議は必ずしも対面で行う必要はなく、オンライン（E-メール、ライン、電話等）による遠隔協議でも可能である。</u>
<p>附則 10 本細則は 2021 年 5 月 21 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p> <p>附則 11 本規則は 2021 年 6 月 19 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p>	<p>附則 10 本細則は 2021 年 5 月 21 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p> <p>附則 11 本規則は 2021 年 6 月 19 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</p> <p><u>附則 12 本細則は 2022 年 3 月 17 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p>